

「(3)認可外保育施設など」を利用している方の手続き

利用開始月	受付期間	受付時間	受付場所
令和6年4月	令和6年2月29日(木曜日)まで		
令和6年5月以降	随時(利用開始月より前にご提出ください。利用開始後に申請をした場合、申請前の分についての給付はできません。)	午前8時30分～午後5時15分	市役所2階 保育課窓口